

## ○○協会認定講師 登録届 (sample)

年 月 日

認定校名 ..... No. ....

氏 名 .....

資 格	○ ○ 認 定 講 師
○○受講年月日	年 月 日 ( )
職 業	
店 舗 名	
ホームページ URL	
連 絡 先	〒 TEL
メールアドレス	

※下記のご同意事項をご確認のうえ、ご同意いただけましたらご署名をお願いいたします。

ご同意事項
私は、本登録に際し、 <b>貴会認定講師規則を確認しその内容のすべてに同意します。</b> また、その他貴会の定める諸規約、規程その他規則等を遵守します。 <input type="text"/>

コメントの追加 [KM1]:  
以降の規則に同意の上、お申し込いただけます。

年 月 日 ご署名 .....

Notification\_ ○○ Association

○○協会 認定講師規則 (sample)

0000 年 00 月 00 日施行





誠実に従い、対応しなければならない。

- 5 認定講師は、その運営を行うに際して、第三者の権利を害するおそれのある事由等の、当協会又は認定講師制度の運営の継続に支障をきたすおそれのある事由が生じた場合は、遅滞なく当協会に報告しなければならない。
- 6 認定講師は、他の会員あるいは顧客等からのクレームに対して、自己の責任において迅速かつ誠実に対応し、また紛争が生じた場合は、自己の負担と責任において適正に処理解決する。

(禁止事項)

- 第9条 認定講師は、次に該当する行為をしてはならない。なお、認定講師が本条項に反した行為を行った場合、当協会は、直ちに当該認定講師の認定を取り消し、損害の発生が発覚した場合、その損害の賠償を請求することができる。
- ①当協会の財産（知的財産含む）、プライバシーを侵害し、又は侵害するおそれのある行為
  - ②当協会の承諾を得ることなく、当協会から提供された、教材、書籍、ビデオその他の情報、文章データ等の印刷、複製、模造、配布、転載、SNS へのアップロード等を行う行為
  - ③当協会又は当協会関係者を誹謗中傷し、又は名誉を傷つけるような行為
  - ④
  - ⑤法令に違反し、又は違反するおそれのある行為
  - ⑥その他前各号に準ずる行為

(認定の取消し)

- 第10条 認定講師が、その認定を取り消したい場合（更新を希望しない場合を含む）は、当協会所定の届出用紙に次の事項を記載の上、取り消しをする1ヶ月前までに当協会代表宛に提出する。
- ①氏名及び所在地
  - ②取り消し希望日
  - ③
- 2 前項の場合のほか、認定講師が次の事項に該当する場合、当協会は、その権利を停止し、認定の取り消しをすることができる。
- ①年会費、月会費、利用料金等の納入を滞納した場合。
  - ②
  - ③偽りその他不正の手段により各種申請を行った場合。
  - ④当協会の運営を故意に妨害する等、その秩序を乱し、又は当協会の名誉、信用を著しく失墜させた場合。
  - ⑤
  - ⑥
  - ⑦

コメントの追加 [KM15]:  
そのお願いには、すぐに誠実に対応しなければいけません。

コメントの追加 [KM16]:

コメントの追加 [KM17]:

認定を取り消すことができ、損害が生じたら損害の賠償を請求できます。

コメントの追加 [KM18]:  
認定講師から途中で辞めたいと言いついた場合

コメントの追加 [KM19]:  
当協会が辞めさせるとき

### 第三章 損害賠償

(損害賠償)

#### 第11条

### 第四章 秘密情報等

(秘密情報等)

第12条 本規則の対象とする情報は、秘密情報及び個人情報（以下「秘密情報等」）とする。

2 秘密情報とは、認定講師が当協会から提供された情報及び本規則に関連する情報であつて、ノウハウ、アイデア等の営業上、技術上、財産上、その他有益な情報及び秘密とされるべき情報をいう。但し、そのうち開示することとなった当協会が書面によって事前に承諾した情報については除外する。

3 個人情報とは、

コメントの追加 [KM20]: 秘密情報 + 個人情報 = 秘密情報等

コメントの追加 [KM21]: 秘密情報の説明です。  
当協会から認定講師に提供した秘密情報

コメントの追加 [KM22]:  
個人情報の説明です。  
当協会から認定講師に提供した個人情報

(秘密情報等の開示、漏洩、目的外使用の禁止)

第13条 認定講師は、秘密情報等について、

コメントの追加 [KM23]:  
秘密情報等  
認定講師のみが負う義務です

(知的財産権の取扱い)

#### 第14条

Notification\_ ○○ Association

- 3 当条項及び前条は、認定講師がその資格を喪失した後も効力を有する。

(以下、後略)

コメントの追加 [KM24]: